

裁 決 書

審査請求人 [REDACTED]

福岡市城南区鳥飼6丁目1-1

処 分 庁 福岡市城南福祉事務所

上記審査請求人（以下「審査請求人」という。）から令和5年4月26日付けで提起のあった上記処分庁（以下「処分庁」という。）による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく以下の各処分（以下「本件各処分」と総称する。）に対する審査請求（以下「本件各審査請求」という。）について、次のとおり裁決します。

処分日	処分内容	処分の略称
令和5年1月6日	保護変更決定処分	本件処分1
令和5年1月27日	保護変更決定処分	本件処分2
令和5年2月10日	保護変更決定処分	本件処分3
令和5年3月1日	保護変更決定処分	本件処分4
令和5年3月9日	保護変更決定処分	本件処分5
令和5年3月20日	保護変更決定処分	本件処分6

主 文

本件処分1に係る審査請求については却下し、本件処分2ないし6を取り消します。

事案の概要

本件各審査請求は、審査請求人による医療一時扶助（移送）（以下「移送費」という。）の申請に対し、処分庁が本件各処分を行ったところ、審査請求人がこれを不服として、本件各処分の取消しを求めるものです。

審理関係人の主張の要旨



1 審査請求人の主張

本件各審査請求の趣旨は、本件各処分の取消しを求めるというもので、審査請求人は、その理由として次のとおり主張しています。

- (1) 病院に通院している。区役所からの支給額が納得できない。
- (2) 支払いされた通院費に誤りがあるため再度確認してほしい。
- (3) 当方は体調が悪い中病院に通院している。少しでも歩きたくはない。

バスの本数が何本であろうと、診療時間予約時間と相違しなければ意味がない。ウェブサイトの閲覧で何がわかるのか。実際自分で徒歩乗降して体験してほしい。

2 処分庁の主張

処分庁の主張は、本件各審査請求の却下又は棄却を求めるもので、その理由を要約すると、次のとおりです。

(1) 本件各処分に至るまでの経緯

ア 令和元年9月1日、処分庁は、審査請求人の申請に基づいて審査請求人及び審査請求人の子である [] 氏（以下「長男」という。）の2名で構成する世帯（以下「本件世帯」という。）に対して法による保護（以下「保護」という。）を開始し、保護は、現時点においてなお継続している。

イ 令和4年12月15日、処分庁に、長男が []（以下「 [] 」という。）に同年11月4日及び22日の2日間通院したことを証する書面及び長男が []（以下「 [] 」という。）に同月5日及び同年12月8日の2日間通院したことを証する書面がそれぞれ郵送により到達した。

ウ 令和5年1月5日、処分庁は上記イの書面に基づき本件世帯に移送費を支給することを決定した。

エ 令和5年1月6日、処分庁は、審査請求人に対して保護決定通知書（変更）を発送して上記ウで決定した内容を通知した（本件処分1）。

オ 令和5年1月13日、処分庁に、審査請求人が []（以下「 [] 」という。）に令和4年12月6日及び21日に通院したことを証する書面が郵送により到達した。

カ 令和5年1月23日、処分庁に、審査請求人が [] に令和4年12月2日に通院したことを証する書面、長男が [] に同月5日及び17日に通院したことを証する書面、審査請求人が []（以下「 [] 」と



いう。)に同月22日に通院したことを証する書面並びに審査請求人が[REDACTED]

[REDACTED] (以下「[REDACTED]」という。)に同月1日、9日、12日、16日及び20日に通院したことを証する書面がそれぞれ郵送により到達した。

キ 令和5年1月27日、処分庁は上記カの書面に基づき本件世帯に移送費を支給することを決定し、審査請求人宛ての保護決定通知書(変更)を発送して当該決定した内容を知した(本件処分2)。ク 令和5年2月10日、処分庁は上記オの書面に基づき本件世帯に移送費を支給することを決定し、審査請求人宛ての保護決定通知書(変更)を発送して当該決定した内容を知した(本件処分3)。

ケ 令和5年2月24日、処分庁に、審査請求人が[REDACTED] (以下「[REDACTED]」という。)に同年1月11日及び23日に通院したことを証する書面、長男が[REDACTED]に同日に通院したことを証する書面、審査請求人が[REDACTED] (以下「[REDACTED]」という。)に同月6日及び31日に通院したことを証する書面、審査請求人が[REDACTED]に同月16日、17日及び27日に通院したことを証する書面、審査請求人が[REDACTED]に同月5日、10日及び26日に通院したことを証する書面並びに審査請求人が二田[REDACTED] (以下「[REDACTED]」という。)に同月30日に通院したことを証する書面がそれぞれ郵送により到達した。

コ 令和5年2月27日、処分庁は上記ケの書面に基づき本件世帯に移送費を支給することを決定した。

サ 令和5年3月1日、処分庁は、審査請求人に対して保護決定通知書(変更)を発送して上記コで決定した内容を知した(本件処分4)。

シ 令和5年3月7日、処分庁に、長男が[REDACTED]に同年1月13日に通院したことを証する書面が郵送により到達した。

ス 令和5年3月8日、処分庁に、審査請求人が[REDACTED]に同年1月19日に通院したことを証する書面並びに審査請求人が[REDACTED]に同年2月1日、9日、14日、20日及び28日に通院したことを証する書面がそれぞれ郵送により到達した。

セ 令和5年3月8日、処分庁は上記シ及びスの書面に基づき本件世帯に移送費を支給することを決定した。

ソ 令和5年3月9日、処分庁は、審査請求人に対して保護決定通知書(変更)を発送して上記セで決定した内容を知した(本件処分5)。

タ 令和5年3月17日、処分庁に、審査請求人が[REDACTED]に同年2月15日に通院したことを証する書面及び審査請求人が[REDACTED]に同年3月8日に通院したことを証する書面がそれぞれ郵送により到達した。

チ 令和5年3月17日、処分庁は、上記タの書面に基づき本件世帯に移送費を支給することを決定した。

ツ 令和5年3月20日、処分庁は、審査請求人に対して保護決定通知書（変更）を送して上記チで決定した内容を通知した（本件処分6）。



(2) 本件各処分内容及び理由

ア 本件各処分の内容

処分庁は、審査請求人及び長男の療養に必要な移送費として、次に掲げる区分に応じ、それぞれに示す内容の本件各処分を行った。

(7) 本件処分1 関係

- a 長男が令和4年11月中、~~福岡県立病院~~へ通院するために必要な移送費として680円を給付すること。
- b 長男が令和4年11月中及び同年12月中、~~福岡県立病院~~へ通院するために必要な移送費としてそれぞれ340円を給付すること。

(4) 本件処分2 関係

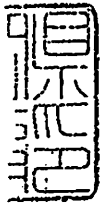
- a 審査請求人が令和4年12月中、~~福岡県立病院~~へ通院するために必要な移送費として340円を給付すること。
- b 審査請求人が令和4年12月中、~~福岡県立病院~~へ通院するために必要な移送費として560円を給付すること。
- c 審査請求人が令和4年12月中、~~福岡県立病院~~へ通院するために必要な移送費として1,700円を給付すること。
- d 長男が令和4年12月中、~~福岡県立病院~~へ通院するために必要な移送費として680円を給付すること。

(9) 本件処分3 関係

審査請求人が令和4年12月中、~~福岡県立病院~~へ通院するために必要な移送費として1,840円を給付すること。

(5) 本件処分4 関係

- a 審査請求人が令和5年1月中、~~福岡県立病院~~へ通院するために必要な移送費として1,500円を給付すること。
- b 審査請求人が令和5年1月中、~~福岡県立病院~~へ通院するために必要な移送費として6,80円を給付すること。
- c 審査請求人が令和5年1月中、~~福岡県立病院~~へ通院するために必要な移送費として2,760円を給付すること。



- d 審査請求人が令和5年1月中、[redacted]へ通院するために必要な移送費として1,020円を給付すること。
- e 審査請求人が令和5年1月中、[redacted]へ通院するために必要な移送費として720円を給付すること。
- f 長男が令和5年1月中、[redacted]へ通院するために必要な移送費として750円を給付すること。

(オ) 本件処分5 関係

- a 長男が令和5年1月中、[redacted]へ通院するために必要な移送費として340円を給付すること。
- b 審査請求人が令和5年1月中、[redacted]へ通院するために必要な移送費として560円を給付すること。
- c 審査請求人が令和5年2月中、[redacted]へ通院するために必要な移送費として1,700円を給付すること。

(カ) 本件処分6 関係

- a 審査請求人が令和5年2月中、[redacted]へ通院するために必要な移送費として750円を給付すること。
- b 審査請求人が令和5年3月中、[redacted]へ通院するために必要な移送費として680円を給付すること。

イ 本件各処分の理由及び処分庁の意見

(ア) 本件処分1について

本件処分1に係る通知書を、審査請求人は令和5年1月12日に把握したとの申立てであるところ、本件各審査請求は同年4月27日付けでなされたものであるから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項に規定する審査請求期間を徒過しており不適法である。

したがって、本件各審査請求中本件処分1に係る部分は速やかに却下されるべきである。

(イ) 本件処分2について

本件処分2は、[redacted]、[redacted]及び[redacted]への通院交通費支給に係るものである。このうち、[redacted]及び[redacted]への通院に係る片道運賃の計算はいずれも170円であり、処分庁は審査請求人が主張する額と同額の通院交通費を認定している。

一方、[redacted]への通院に係る片道運賃は、審査請求人が410円と計算し処

分庁が280円と計算している。この点、移送費は、経済的かつ合理的な方法及び経路により移送を行ったものとして算定される最小限度の実費でなければならないから（「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知。以下「運営要領」という。）第3の9の(4)のア）、計算結果がより低廉な処分庁の計算によるべきことが明らかであり、審査請求人の主張には理由がないから、速やかに棄却されるべきである。

(ウ) 本件処分3について

本件処分3は、~~〇〇〇〇〇〇~~への通院交通費支給に係るものである。片道運賃は、審査請求人が410円と計算し処分庁が460円と計算しているところ、本件処分3の取消しを求める請求は、すなわち、審査請求人の計算結果よりも高額な計算結果に基づいてなされた行政処分の取消しを求めるものであり、結局、審査請求人に不利な帰結を求めるものである。

この点、審査請求は自己の権利利益を侵害された者がその救済を求める場合にのみすることができるのであるから（最判昭和53年3月14日民集32巻2号211頁）、審査請求人の請求には審査請求の利益がなく不適法である。

したがって、本件審査請求中本件処分3に係る部分は速やかに却下されるべきである。

(エ) 本件処分4について

本件処分4は、~~〇〇〇〇~~、~~〇〇〇〇~~、~~〇〇〇〇~~、~~〇〇〇〇~~及び~~〇〇〇〇~~への通院交通費支給に係るものである。

a ~~〇〇〇〇~~ 及び ~~〇〇〇〇~~ 関係

片道運賃の計算はそれぞれ340円及び170円であり、処分庁は審査請求人が主張する額と同額の通院交通費を認定している。

b ~~〇〇〇〇~~ 関係

片道運賃は、審査請求人が380円と計算し処分庁が往路を370円、復路を380円と計算している。移送費は、経済的かつ合理的な方法及び経路により移送を行ったものとして算定される最小限度の実費でなければならないから（運営要領第3の9の(4)のア）、計算結果がより低廉な処分庁の計算によるべきことが明らかである。

なお、処分庁は、往路については最も金額が低くなる経路を認定した。復路についてはバスの本数が多いことに着目して審査請求人の便宜に資するべく380円と計算したものであり、結果的に審査請求人の計算結果と一致している。

c 関係

片道運賃の計算方法は上記(エ)で述べたとおりである。

d 関係

片道運賃は、審査請求人が200円と計算し処分庁が180円と計算している。移送費は、経済的かつ合理的な方法及び経路により移送を行ったものとして算定される最小限度の実費でなければならないから（運営要領第3の9の(4)のア）、計算結果がより低廉な処分庁の計算によるべきことが明らかであり、審査請求人の主張には理由がないから、速やかに棄却されるべきである。

(オ) 本件処分5について

本件処分5は、及びへの通院交通費支給に係るものである。片道運賃の計算方法は上記(イ)で述べたとおりであって、審査請求人の主張には理由がないから、速やかに棄却されるべきである。

(カ) 本件処分6について

本件処分6は、及びへの通院交通費支給に係るものである。への通院に係る片道運賃の計算方法は上記(エ)のaで、に係る片道運賃の計算方法は上記(エ)のbでそれぞれ述べたとおりであって、審査請求人の主張には理由がないから、速やかに棄却されるべきである。

- (3) 本件各処分を行うにあたり、審査請求人に対して、通院時の西鉄バスの運賃の支払の際、にしてつバス乗り継ぎ割引（以下「乗継割引」という。）が適用されるnimoca（西日本鉄道株式会社の完全子会社である株式会社ニモカが発行するICカード乗車券をいう。以下同じ。）を使用するよう事前に指導していない。

移送費の給付手続については、運営要領において、「福祉事務所において必要性を判断し、（中略）経路及び利用する交通機関を適正に決定すること。」（第3の9の(3)のイ）と規定され、処分庁が決定するものと定められている。

また、算定方法については、運営要領に「身体障害者等の割引運賃が利用できる場合には、当該割引運賃を用いて算定した額とすること。」（第3の9の(4)のア）と規定されている。

処分庁は、当該規定の「利用できる場合」の文言について、通院に際して西鉄バスを乗継ぎした場合は、nimocaの実際の使用有無を問わず、制度として利用できる場合と解釈し、処分庁の裁量にて乗継割引を適用し算定した金額を移送費として認定した。

処分庁は移送費認定に際しnimoca使用の指導は不要であるが、審査請求人に対し制度を周知した上で、法第4条及び第60条並びに運営要領を根拠として、審査請求人の移

送費の算定において、乗継割引を適用した運賃を用いたのであって、その裁量権行使の態様は適法かつ正当であるといえる。



理 由

1 認定した事実

審理関係人の主張及び審理関係人から提出された証拠書類等から次の事実が認められます。

- (1) 令和元年9月1日、審査請求人世帯に対する保護が開始されたこと。
- (2) 令和4年12月15日、処分庁は、長男が[REDACTED]に同年11月4日及び22日に通院したことを証する書面及び長男が[REDACTED]に同月5日及び同年12月8日に通院したことを証する書面を受領したこと。
- (3) 令和5年1月6日付けで、処分庁は上記(2)の通院証明書を基に、移送費認定を行い、審査請求人に対し、本件処分1を行ったこと。
本件処分1に係る保護決定通知書(変更)には、この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に福岡県知事に審査請求をすることができる旨が記載されていること。
- (4) 同月13日、処分庁は、審査請求人が[REDACTED]に令和4年12月6日及び21日に通院したことを証する書面を受領したこと。
- (5) 令和5年1月23日、処分庁は、審査請求人が[REDACTED]に令和4年12月2日に通院したことを証する書面、長男が[REDACTED]に同月5日及び17日に通院したことを証する書面、審査請求人が[REDACTED]に同月22日に通院したことを証する書面並びに審査請求人が[REDACTED]に同月1日、9日、12日、16日及び20日に通院したことを証する書面を受領したこと。
- (6) 令和5年1月27日付けで、処分庁は上記(5)の通院証明書を基に、移送費認定を行い、審査請求人に対し、本件処分2を行ったこと。

なお、経路の認定にあたっては、処分庁は西鉄バスのウェブサイトを参照し、1日あたりの費用を以下のとおり認定したこと。

ア [REDACTED]

堤バス停から島廻橋バス停まで 西鉄バス利用 片道170円(往復340円)

審査請求人が令和4年12月に1日通院したことにより計340円、長男が令和4年12月に計2日通院したことにより計680円。

イ [REDACTED]

(7) 堤バス停から[REDACTED]バス停まで 西鉄バス利用 片道180円

(4) [REDACTED]バス停から七隈七丁目バス停まで 西鉄バス利用 片道170円

(9) 乗継割引 70円

上記(7)の額に(4)の額を加えたものから(9)の額を差し引き、片道280円(往復560円)。審査請求人が令和4年12月に1日通院したことにより計560円。

ウ [REDACTED]

堤バス停から油山団地前バス停まで 西鉄バス利用 片道170円(往復340円)

審査請求人が令和4年12月に5日通院したことにより計1,700円。

- (7) 令和5年2月10日付けで、処分庁は上記(4)の通院証明書を基に、移送費認定を行い、審査請求人に対し、本件処分3を行ったこと。

なお、経路の認定にあたっては、処分庁は西鉄バスのウェブサイトを参照し、1日あたりの費用を以下のとおり認定したこと。

ア [REDACTED]

(7) 堤バス停から六本松バス停まで 西鉄バス利用 片道220円

(4) 六本松バス停から[REDACTED]バス停まで 西鉄バス利用 片道320円

(9) 乗継割引 80円

上記(7)の額に(4)の額を加えたものから(9)の額を差し引き、片道460円(往復920円)。審査請求人が令和4年12月に2日通院したことにより計1,840円。

- (8) 令和5年2月24日、処分庁は、審査請求人が[REDACTED]に同年1月11日及び23日に通院したことを証する書面、長男が[REDACTED]に同月23日に通院したことを証する書面、審査請求人が同月6日及び31日に[REDACTED]に通院したことを証する書面、審査請求人が同月16日、17日及び27日に[REDACTED]に通院したことを証する書面、審査請求人が同月5日、10日及び26日に[REDACTED]に通院したことを証明する書面並びに審査請求人が同月30日に[REDACTED]に通院したことを証する書面を受領したこと。

- (9) 令和5年3月1日付けで、処分庁は上記(8)の通院証明書を基に、移送費認定を行い、審査請求人に対し、本件処分4を行ったこと。

なお、経路の認定にあたっては、処分庁は西鉄バスのウェブサイトを参照し、1日あたりの費用を以下のとおり認定したこと。

ア [REDACTED]

(7) 往路

堤バス停から福岡タワーバス停まで 西鉄バス利用 片道370円

(イ) 復路

- a 福岡タワーバス停から六本松バス停まで 西鉄バス利用 片道240円
- b 六本松バス停から堤バス停まで 西鉄バス利用 片道220円
- c 乗継割引 80円

上記aの額にbの額を加えたものからcの額を差し引き、片道380円。

審査請求人が令和5年1月に2日通院したことにより計1,500円、長男が令和5年1月に計1日通院したことにより計750円。

イ [REDACTED]

堤バス停から[REDACTED]バス停まで 西鉄バス利用 片道180円(往復360円)

審査請求人が令和5年1月に2日通院したことにより計720円。

ウ [REDACTED]

上記(6)のウに従って、片道170円(往復340円)と計算。

審査請求人が令和5年1月に3日通院したことにより計1,020円。

エ [REDACTED]

上記(7)のアに従って、片道460円(往復920円)と計算。

審査請求人が令和5年1月に3日通院したことにより計2,760円。

オ [REDACTED]

堤バス停から天神バス停まで 西鉄バス利用 片道340円(往復680円)

審査請求人が令和5年1月に1日通院したことにより計680円。

- (10) 令和5年3月7日、処分庁は、長男が[REDACTED]に令和5年1月13日に通院したことを証する書面を受領したこと。
- (11) 令和5年3月8日、処分庁は、審査請求人が[REDACTED]に令和5年1月19日に通院したことを証する書面、審査請求人が[REDACTED]に令和5年2月1日、9日、14日、20日及び28日に通院したことを証する書面を受領したこと。
- (12) 令和5年3月9日付けで、処分庁は上記(10)及び(11)の通院証明書を基に、移送費認定を行い、審査請求人に対し、本件処分5を行ったこと。

なお、経路の認定にあたっては、処分庁は西鉄バスのウェブサイトを参照し、1日あたりの費用を以下のとおり認定したこと。

ア [REDACTED]

上記(6)のアに従って、片道170円(往復340円)と計算。

長男が令和5年1月に1日通院したことにより計340円。

イ [REDACTED]



上記(6)のイに従って、片道280円(往復560円)と計算。

審査請求人が令和5年1月に1日通院したことにより計560円。

ウ ~~西鉄バス~~

上記(6)のウに従って、片道170円(往復340円)と計算。

審査請求人が令和5年2月に5日通院したことにより計1,700円。

(13) 令和5年3月17日、処分庁は、審査請求人が~~西鉄バス~~に令和5年2月15日に通院したことを証する書面及び審査請求人が~~西鉄バス~~に令和5年3月8日に通院したことを証する書面を受領したこと。

(14) 令和5年3月20日付けで、処分庁は上記(13)の通院証明書を基に、移送費認定を行い、審査請求人に対し、本件処分6を行ったこと。

なお、経路の認定にあたっては、処分庁は西鉄バスのウェブサイトを参照し、1日あたりの費用を以下のとおり認定したこと。

ア ~~西鉄バス~~

上記(9)のアに従って、往復750円と計算。

審査請求人が令和5年2月に1日通院したことにより計750円。

イ ~~西鉄バス~~

上記(9)のオに従って、片道340円(往復680円)と計算。

審査請求人が令和5年3月に1日通院したことにより計680円。

(15) 令和5年4月26日付けで、審査請求人は本件審査請求を提起したこと。なお、本件審査請求を行うにあたり、審査請求人は本件処分1があったことを知った日を令和5年1月12日と主張していること。

また、審査請求人からは、本件処分1があったことを知った日の翌日から起算して3月を経過した後に本件処分1に係る審査請求を提起したことについて、正当な理由の主張がなされていないこと。

(16) 西鉄バスのウェブサイトに掲載されている乗継割引の内容を抜粋すると、以下のとおりであること。

ア 適用バス：nimocaの使えるすべてのバス

イ 適用券種：nimoca

ウ 有効乗継バス停：降車バス停、もしくは降車バス停と同一扱いのバス停

エ 乗継割引のルール：1回乗り継ぐごとに、最大80円割引します。150円、160円、170円区間との乗継割引額は、それぞれ50円、60円、70円といたします。

2 本件各処分に係る法令等の規定について

- (1) 日本国憲法第25条第1項は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と定め、これを受け、法第1条は「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする」と定めています。
- (2) 法は、保護の程度について、「厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」(第8条第1項) こととし、保護の基準について、「要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない」(第8条第2項) と定めています。
- (3) 法第15条は、医療扶助が適用される事項を定めており、その中には「移送」が含まれています。
- (4) 保護の実施に係る事務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第9項第1号に規定する法定受託事務であり、当該事務は、法令及び運営要領等の国の通知に基づいて行われており、これらの国の通知は、法定受託事務の処理基準(地方自治法第245条の9)として位置づけられています。
- (5) 「生活保護法による保護の基準」(昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「告示」という。)は、年齢別、地域別等に区分した基準生活費等の最低生活費を定めており、別表第4の医療扶助基準において、「移送費」は「移送に必要な最小限度の額」と定めています。
- (6) 運営要領第3の9の(4)のアは、移送費について「傷病等の状態に応じ、経済的かつ合理的な方法及び経路により移送を行ったものとして算定される最小限度の実費」とした上で「身体障害者等の割引運賃が利用できる場合には、当該割引運賃を用いて算定した額とすること」と定めています。
- (7) 行政不服審査法第18条第1項は、正当な理由がない場合は、処分についての審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月を経過したときは、することができない旨を定めています。

3 判断

(1) 本件処分1について

処分についての審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月を



経過したときは提起することができないこととされています（行政不服審査法第18条第1項本文）。

ただし、審査請求期間の経過後に提起された場合でも、正当な理由がある場合には、適法な審査請求として扱われます（同項ただし書）。

処分庁は令和5年1月6日付けで本件処分1を行い、同日審査請求人に対し本件処分1に係る通知書を発送したと主張しています。

また、審査請求人は本件処分1があったことを知った日は令和5年1月12日であると主張しています。

これらのことを踏まえると、審査請求人は令和5年1月12日に本件処分1に係る通知書によって本件処分1について知ったものであるといえるので、令和5年4月26日付けで提起された本件処分1に対する審査請求は、処分があったことを知った日から3月を経過した後に提起されたものであるといえます。

さらに、審査請求人は、審査請求期間の経過後に本件処分1に対する審査請求を提起した正当な理由について、特段主張していません。

したがって、本件各審査請求のうち、本件処分1に対する審査請求については、審査請求期間が経過した後にされたものと判断するほかなく、不適法と認められます。

(2) 本件処分2、本件処分3、本件処分4、本件処分5及び本件処分6について

本件処分2ないし6に係る移送費の算定については、法令及び運営要領に則って適正に行われているか否かを以下検討します。

ア 経路について

処分庁は、西鉄バスのウェブサイトを参照した上で経路を認定していますが、これらの経路は、運営要領第3の9の(4)のアに定める「経済的かつ合理的な方法及び経路」とであると認められます。

また、処分庁が認定した経路について、審査請求人が実際に移動した経路に比べ、長距離の徒歩による乗継ぎを強いるなどの「傷病等の状態」への配慮が欠けているといった事実は認められません。

したがって、本件処分2ないし6に係る移送費の経路については、法令及び運営要領等に則って適正に行われており、違法又は不当な点は認められません。

イ 乗継割引による移送費の算定について

処分庁は、西鉄バスを利用した場合の移送費について、nimocaを使用して運賃を支払った場合にのみ適用される乗継割引を適用した運賃にて算定をしていることが認められます。

この点について、処分庁は、審査請求人に対し通院時の西鉄バスの運賃支払の際、乗継割引が適用される nimoca を使用するよう事前に指導していないとしており、また、運営要領第 3 の 9 の(4)のアの「利用できる場合」の文言について、通院に際して西鉄バスを乗継ぎした場合は、nimoca の実際の使用有無を問わず、制度として利用できる場合と解釈し、処分庁の裁量にて乗継割引を適用し算定した金額を移送費として認定したと主張しています。

しかし、被保護者が身体障害者手帳を有しており、それを提示することにより運賃の割引を受けることが可能な場合と異なり、本件の場合、乗継割引の適用を受けるためには、審査請求人自らが費用を負担し nimoca を取得する手続を行う必要があります。そうであれば、処分庁は事前に審査請求人に対し、移送費の算定は乗継割引を適用して決定されることを説明することに加え、nimoca の取得及び使用についても指導助言を行うべきです。

したがって、乗継割引が適用される nimoca の使用について事前に指導助言がなされないまま行われた本件処分 2 ないし 6 には瑕疵があるものといわざるを得ず、これらの処分は取り消されるべきです。

(3) 本件処分 3 に対する処分庁の主張について

処分庁は、本件処分 3 に対する審査請求は、審査請求人の計算結果よりも高額の計算結果に基づいてなされた行政処分の取消しを求めるものであり、結局、審査請求人に不利な帰結を求めるものであり、審査請求は自己の権利利益を侵害された者がその救済を求める場合にのみすることができるのであるから、審査請求の利益がなく不適法である旨を主張しています。

移送費の算定にあたって乗継割引を適用しなかった場合、本件処分 3 により審査請求人に支給されるべき移送費は、片道 540 円となり、本件処分 3 により審査請求人に実際に支給された額である片道 460 円を上回るものとなります。

そのため、審査請求人は、移送費の算定にあたって乗継割引を適用しなかった場合、本件処分 3 によって支給された額以上の移送費を受給できたといえることから、自己の権利利益を侵害されたといえ、審査請求の利益があると認められるといえます。

したがって、処分庁の主張を採用することはできません。

以上のとおり、本件各審査請求のうち本件処分 1 の取消しを求める部分については不適法であるため、行政不服審査法第 45 条第 1 項の規定により、また、本件各審査請求のうち本件処分 2 ないし 6 の取消しを求める部分については理由があるので、行政不服審査法第 46 条第 1 項の規定により、主文のとおり裁決します。



- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

令和6年3月8日

福岡県知事 服部 誠太郎
(保護・援護課 保護指導係)

